

審査基準

I 審査方法

企画提案書に基づき、文化庁が設置する審査委員会において書類選考を実施する。また、必要に応じて、審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す評価基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

III 採択案件の決定方法

70点を合格最低基準点とし、これを下回るものは採択しない。

提案された企画について審査を行い、評価点が合格最低基準点以上の者の中から、原則として最も得点の高い者から順番に採択するものとする。ただし、個別審査項目における得点が著しく低い場合等、別途検討の必要があると判断した場合は、再度、必要な審査を行い決定する。

採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

IV 評価項目

1. 事業計画全体に関する評価

- ① 【重点項目】公募要領及び仕様書に示す委託業務の実施に当たり、本事業の目的及び趣旨と整合性・妥当性のある企画が提案されていること
- ② 中心的なテーマとする伝統的な「生活文化等」の分野が適切に設定されていること
- ③ 【重点項目】既存の訪日外国人観光客向けの体験コンテンツと比べて、どの点が本格的であるかが具体的に示されていること
- ④ 【重点項目】既存のコンテンツと比べて、訪日外国人観光客が、テーマとする分野を理解するための工夫が示されていること
- ⑤ 【重点項目】「生活文化等」の本格的な体験等を通じて、訪日外国人観光客の生活文化等に対する親しみや関心を高めることが期待できるものであること
- ⑥ 【重点項目】日本への再訪に対して効果が期待できるものであること
- ⑦ 【重点項目】企画内容から「生活文化等」に関連する経済圏への波及的な効果を含むインバウンドの消費額の増加が期待できるものであること
- ⑧ 次年度以降における取組の継続的な実施を見据え、本事業において検証したい事項（料金モデル含む）が具体的に示されていること
- ⑨ 上記⑧について、具体的な検証方法が設定されていること
- ⑩ 事業計画に際して、妥当な経費が計上されていること

2. 事業の実施体制に関する評価

- ① 委託業務に必要な人員・組織体制及び参加者やスタッフ等の安全管理体制等、適切に業務が実施できる体制が整っていること
- ② テーマとする「生活文化等」に精通し、本委託業務を適切に遂行できる実施体制であること
- ③ 委託業務を確実に遂行できるだけの経営基盤を有していること

3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること

参考：内閣府男女共同参画局ホームページ「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用

に関する取組指針（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）について

https://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi.html

V 評価基準

1. 「1. 事業計画全体に関する評価」及び「2. 事業の実施体制に関する評価」については、以下の評価基準により5段階評価にて採点を行う。なお、IV評価項目にて【重点項目】と記載のある項目については、評価点を2倍したものを得点として扱う。

大変優れている＝5点

優れている＝4点

普通＝3点

やや劣っている＝2点

劣っている＝1点

※記載のない評価項目については0点とする。

2. 評価項目の「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）等

・認定段階3＝4点

・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準を満たすこと。）＝3点

・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準を満たすこと。）＝2点

・プラチナえるぼし認定＝5点

・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）等

- ・くるみん認定①（平成29年3月31日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定）＝2点
- ・トライくるみん認定①（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定）＝3点
- ・くるみん認定②（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、くるみん①の認定を除く。））＝3点
- ・トライくるみん認定②（令和7年4月1日以降の基準）（令和6年改正省令による改正後の次世代法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定）＝3点
- ・くるみん認定③（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）（令和6年改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、くるみん①及びくるみん②の認定を除く。））＝3点
- ・くるみん認定④（令和7年4月1日以降の基準）（令和6年改正省令による新施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定）＝4点
- ・プラチナくるみん認定＝5点
- ・行動計画（令和7年4月1日以降の基準）策定済（次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝1点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝4点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点